

議案第94号

石垣市老人福祉センター指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 公 の 施 設 の 名 称	石垣市老人福祉センター
2 指定管理者となる団体	石垣市字真栄里402番地 石垣市老人クラブ連合会 会長 砂川 長紀
3 指 定 の 期 間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月1日提出

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。